

田川市協働のまちづくり市民検討会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田川市協働のまちづくり市民検討会議設置条例（平成25年条例第26号）第7条の規定に基づき、田川市協働のまちづくり市民検討会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の選任)

第2条 会長は学識経験者をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

(委員の退職)

第3条 会長が退職しようとするときは、検討会議の承認を得た上で、その旨を市長に申し出なければならない。

2 副会長又は委員が退職しようとするときは、会長を経て、その旨を市長に申し出なければならない。

(欠席の申出)

第4条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の開会等)

第5条 会議の開会、閉会及び休憩は、会長が宣言する。

(発言)

第6条 会議において発言しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、会議の審議事項に関し、公開することにより、公正又は円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成できないおそれがあると会長が認めた場合で、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により、非公開とした審議事項がある場合においては、審議を分割して行い、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

3 会議の資料は、第1項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、公開とする。

4 委員名簿については、氏名、所属及び役職を公開とする。

(傍聴)

第8条 何人も、前条第1項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第9条 会議は、会議録を備えておかなければならない。

2 会議録は、発言者名なしの要約表記とし、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の経過の要約
- (5) その他会長が必要と認めた事項

3 会議録は、第7条第1項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、公開とする。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、田川市協働のまちづくり市民検討会議設置条例の失効の日、その効力を失う。